

## 贈与税の配偶者控除 ～制度選択に当たっての留意点～ その2

「贈与税の配偶者控除」の選択に当たって、以下のような点に留意しておかなければなりません。

**1. 婚姻期間の判定**

この制度の適用を受けようとする夫婦における婚姻期間は20年以上であることとされています。この期間の判定において、婚姻の届出があった日から贈与があった日までの期間により計算し、その期間に1年未満の端数があるときでも、その端数は切り上げません（相令4の6①②、相基通21の6-7）。

**2. 同一の配偶者から一生に一回**

この特例は、同一の配偶者間では一生に一回しか適用されません。これは、相続税法21条の6において、その者との婚姻期間が二十年以上である配偶者から居住用不動産等の贈与を受けた者で、その年の前年以前のいずれかの年において贈与により当該配偶者から取得した財産に係る贈与税につきこの規定の適用を受けた者を除くとしているからです。

そのため、令和2年に1,500万円、翌年に残余の500万円の贈与を受けても500万円の贈与についてはこの特例は適用されません。

一方、再婚した場合には、再婚した配偶者間の婚姻期間が20年以上であれば再度この特例の適用を受けることができます。これは、同条において、**その者**との婚姻期間が20年以上である配偶者からとしていることから、再婚した場合には、異なる配偶者との婚姻期間が20年以上であればこの規定の適用を受けることができることとなります。

**相続税法第21条の6**

その年において贈与により**その者**との婚姻期間が二十年以上である配偶者から専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利若しくは家屋でこの法律の施行地にあるもの（以下この条において「居住用不動産」という。）又は金銭を取得した者（その年の前年以前のいずれかの年において贈与により当該配偶者から取得した財産に係る贈与税につきこの条の規定の適用を受けた者を除く。）が、……以下略

**3. 贈与税の配偶者控除と贈与税の基礎控除額の優先順位**

贈与税の基礎控除額の適用より先に贈与税の配偶者控除を行うこととされているので、その年分の受贈財産が居住用不動産のみの場合には、2,110万円まで贈与税は課税されないこととなります。

これは、例えば、配偶者から同一年中に2,000万円の居住用不動産と110万円の株式の贈与を受けた者が配偶者控除を受ける場合に、基礎控除額の110万円を居住用不動産の価額2,000万円から控除するとした場合には2,000万円－110万円＝1,890万円となり、配偶者控除が受けられる金額は1,890万円となり、株式の価額110万円に対しては贈与税が課税されることとなります。そのため、配偶者控除は贈与税の基礎控除に先立って行うこととされています（相基通21の6-6）。

**4. 一棟の建物が店舗兼住宅の場合**

店舗兼住宅及びその店舗兼住宅の敷地の用に供されている土地等のように、その専ら居住の用に供している部分と居住の用以外の用に供されている部分がある場合においては、贈与された持分の割合が夫婦で居住の用に供している部分の割合以下であるときは、贈与を受けた持分の全部が居住用不動産に該当するものとして申告をしたときは、その申告が認められることになっています（相基通21の6-3）。また、その居住の用に供している部分の面積が、その土地等又は家屋の面積のそれぞれのおおむね9/10以上であるときは、その土地等又は家屋の全部を居住用不動産に該当するものとして差し支えないとしています。

なお、この取扱いは贈与税の配偶者控除を適用する場合に限り認められているものです（相基通21の6-1～3）。

**5. 期限内申告要件の要否**

昭和41年度の制度創設当初は、期限内申告書の提出が要件とされていましたが、昭和46年度の改正で、期限内申告を要件とするについては厳格にすぎないことがあったことなどの事情が考慮され、期限後申告の場合についても控除が認められるように改められました。さらに、平成23年分以降の贈与については、更正の請求によっても適用を受けることができるとされています。（相令4(2)、相規1の5）

（文責：山本和義）